

⑧<<雇用>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	兵庫県	国際企業(外国・ 外資系企業)の業 務実態に応じた労 務規制の緩和	国際企業(外国・外資系企業)が、労使間で合意が得られた場合に、グローバルマーケットにおける競争力獲得に向けた多様な働き方を、試験的に導入する。	使用者は午後10時から午前5時までの間に労働させた場合は、割増賃金を支払わなければならない。 このため、午後10時以前に働く社員と、業務(時差のある外国との国際業務等)や個人(日中子育てをし、夜間に働く等)の都合で午後10時以降に働くことを選択する社員とで支払われる賃金に差が生じ、社員間の公平性を確保できない。 なお、平成31年4月1日施行の改正労働基準法により導入された「高度プロフェッショナル制度」においても、対象業務や年収要件等で対象者が限定され、多様な働き方を必要とする社員の多く(子育て世代、次世代の若手社員等)は対象にならない。	労働基準法第37条第4項、 労働基準法第41条の2	国際企業(外国・外資系企業)において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること。	厚生労働省	深夜労働に対する割増賃金は、深夜という労働時間の位置に着目して、その労働の強度等に対する労働者への補償として、労働基準法により、その支払いが要求されているものであり、割増賃金の支払いを不要とすることはできない。 「高度プロフェッショナル制度」は、職務の範囲が明確で高い交渉力を持つ労働者だからこそ、仕事の進め方や時間配分について十分な裁量を持って働くことができるため、このような者に対象を限定している。